

令和6年度 第1回 日野市子ども条例委員会
議事録

日 時 令和6年7月1日（月曜）午前9時58分～午前11時54分

場 所 日野市子ども包括支援センター「みらいく」3階 多目的室

出席者 委 員 沖田委員 菊池委員 小瀬委員 小陳委員 三浦委員 掛川委員
堤委員 田邊委員 馬場委員 田中委員

事務局 村田子ども部長 飯倉子育て課長 猪鼻子育て課主幹
加藤子育て課主任 木暮保育課長 熊澤子ども家庭支援センター長
高原発達・教育支援課長 松田福祉政策課長 山下福祉政策課主査

欠席者 なし

傍聴者 2名

（開 会）

事務局

皆様すみません。定刻少し前なのですが、メンバーが揃いましたので始めさせていただきます。

ただ今より令和6年度第1回、日野市子ども条例委員会を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しいところお越しいただきまして誠にありがとうございます。

今回日野市子ども条例委員会を設置して最初の委員会となります。諮問文書の受け渡し等までは事務局の方で進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして委員会を進めたいと思います。

まずは「次第1 委嘱状交付」、本委員会委員の委嘱状の交付となります。

今回大坪市長代理、波戸副市長より委嘱状をお渡しいたします。ご着席の順にお名前をお呼び上げしますので、その場にご起立ください。その場で副市長より委嘱状をお受け取りください。

（各委員に委嘱状を交付）

事務局

以上で「次第１ 委嘱状交付」を終わります。

それでは引き続き、大坪市長代理、波戸副市長よりご挨拶を申し上げます。

波戸副市長お願いいたします。

副市長

皆様おはようございます。副市長の波戸です。

改めまして今日は子ども条例委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。今日がこの委員会スタートの日となります。委員の皆様方にはこれから２年の間、どうぞお世話になりますがよろしくお願いいたします。

さて、ちょうど先週の土曜日、子ども条例を皆さんに広く知っていただくということで、講演会を開催いたしました。

タイトルは「子どもの声を聴くということ」、講師は今度日野市で行っている子どもオンブズパーソンをお願いしている弁護士の鳥生尚美先生にご講演をいただきました。

その中でとても私の心に残った２つのことがありましたので、皆さま方とぜひ今日この場で共有をさせていただきたいという風に思います。

１つは先生おっしゃっていたのが、やはり子どもが「今の子どもの生活の専門家である」と、そういう気持ちで子どもの声を聴いてくださいというお話がありました。私たち誰もが子ども時代はありましたけれども、やっぱりそれは昔の子どもだということで今の子どもがどうなのかというのはやっぱり今の子どもに聞くのが大事だというお話がありました。

そしてもう１つ心に残ったこととしては、子どもの声を聴くというときにはその声を受け取る大人の側私たちがそれを聞く労力と時間を惜しんではいけないということでした。子どもの声を聞いてあげるのではなく聞かせていただく、そんな姿勢をもって、またただ聞くだけではなくやっぱり大人自身が子どもの権利について、子どもの人権についてしっかりと理解したうえで聞くことが大事だ、そんなお話をいただきました。

この講演を聞いて私自身感じたところは、日野に住む子どもたちがやっぱり自分の身の回りに関することについていろんな場面で意見を聞かれて、自分の言った意見が尊重されているということを感じてもらって、それが課題解決に繋がっていく、そんな経験を繰り返して大人になっていくと本当に子どもたちにいい育ちにもなりますし、日野市にとってより良い街になっていくのだろうなという風に感じて聞かせていただきました。

さて、最近の子どもをめぐる施策の状況ですが、皆さんご案内の通り昨年「こども基本法」が施行をされました。そして「こども家庭庁」が設立をされております。また１２月には「こども大綱」が策定をされております。こういった流れを通じて、変わったなと思うところはやっぱり社会全体が子どもの人権について意識をしてくるようになったかなという風に思っています。

そんな中で手前味噌ですが、この間の土曜日の鳥生先生も講座の中で触れていただいたのですが、日野市は子ども条例というのを平成 20 年に作っています。平成 20 年、今から 10 年以上前ですがこの時にすでに子どもの権利についてこの条例の中で定めています。これはとても先進的なことだという風に思っています。そしてこの条例の理念、これまでもしっかりと築き上げてきましたけれども、まさにやっぱり国の動きも相まってこの動き、スピード感が増しているかなという風に思っています。

今日皆さんに来ていただいているこのみらいく、5 月の末にオープンしたばかりです。ここでは新しい取り組みを 2 つしておりまして、1 つは子どもと家庭なんでも相談してくださいよという「子どもなんでも相談」を開設しております。皆さん方どうかと思ったら、実は初日から子どもさん方から質問が寄せられております。やっぱり待っていてくれたのだなという風に感じた次第です。

その他にも、先ほどご紹介した子どもオンブズパーソン制度がスタートしております。また妊娠期からの伴走支援ということもしておりますし、今まで少し手が行き届いていなかったかなと言われている中高生への支援というのもこの「みらいく」でしっかりと実施しております。

このように子どもがライフステージに応じた必要な支援がここ「みらいく」で受けられる、そんな施設になっております。

そして今年度は本当に盛りだくさんなのですが、もう 1 個だけご紹介をさせていただきますと、子どもの計画を作る年になっております。子どもの計画って言うといろんな計画があるのですが、今回作る「こども計画」ではこれらの計画にしっかりと横串しを刺していきたいと思っていますし、計画だけではなくてそれを支える私たち行政の側も、部署を超えてしっかりと連携して実施して行きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

委員の皆様におかれましては、これまでも子どもの人権について常日頃から考え、接していただいている皆様方です。ぜひ日野市の子どもたちの健やかな育ちのためにも、これまでの皆さん方のご経験、またご見識を活かした議論をしていただいて、私どもをサポートしていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

波戸副市長、ありがとうございました。

なお本日の出席状況ですが、出席者は 10 名、欠席はないことをご報告いたします。

それでは続きまして「次第 2 委員紹介」でございます。着席のままで結構ですので、お名前と自己紹介をいただきたいと思います。窓側からお座りの順にお願いできればと思います。

(各委員による自己紹介)

事務局

皆様ありがとうございました。

それでは続きまして「次第 3 事務局紹介」ということで、本日出席しております市職員の紹介をさせていただきます。

(事務局各職員による自己紹介)

事務局

それでは進めさせていただきます。「次第 4 委員会の委員長・副委員長の選出」を行いたいと思います。

日野市子ども条例委員会規則第 2 条第 2 項では、委員長・副委員長の選任は互選により定めることとなっております。どなたか立候補あるいはご推薦していただける方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

事務局

事務局からで大変僭越ではございますが、子ども・子育て支援に広い見識をお持ちで、かつ日野市子ども・子育て支援会議の会長を務められておられます田中委員が適任かと思われそうですがいかがでしょうか。

田中委員、お引き受けお願いできますでしょうか。

委員

よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは委員長の席の方へ移動いただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして副委員長の選任ですがいかがでしょうか。

今回こちらの委員会、市民委員 5 名、学識経験者 5 名という委員構成なので、副委員長は市民委員の方からお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(発言する者なし)

事務局

それではこちらも事務局からで申し訳ないのですが、市民委員としてご参加いただいている小陳委員にお引き受けいただければと思うのですがいかがでしょうか。

(小陳委員了承)

事務局

ありがとうございます。それでは小陳委員、お席の方の移動をお願いいたします。

それでは委員長・副委員長が決定いたしました。こちら席が空いたので大変申し訳ないのですが委員長・副委員長の席の方に1列ずつずれていただくようお願いします。

(席の移動および机の片づけ)

事務局

それでは委員長・副委員長から一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

田中委員長お願いいたします。

委員長

着座のままですみません。先ほど挨拶しましたので簡単にさせていただきます。

今日時間が少しありましたので、市役所の方に行きまして日野市子ども条例の展示を見てきました。

それを見ながら、今日始まる前にこの条例のポケット版、今日7月1日ということでこの条例が施行された日ということで、市役所で今展示をやっています。

よくよくこれを読みますと、もう本当に先ほど副市長がおっしゃっていたように本当に懸案というか、子ども条例委員会の設置はずっと望んでいたことだと思うのですよね。

条例の内容はかなり吟味されて作られたということ、一緒に私たちがその内容を見ながら、でも今この話がでたところで違うのは子どもの権利の保障・擁護について、これを子どもたちにどういう風に伝えて理解してもらうか、そこにある意味尽きるのかな、そのためには大人たちの責務というのがこの中にも書かれていますけど、そういうところで考えてこの委員会進めていけたらと思っています。

権利というのは実現するためにあると、そんなことも授業で学生に伝えているのですが、ここでも子どもの権利は子どもたちが大人たちに求めているというか、一緒になって実現できる、実行できるというような日野市にしていきたいなと思っています。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

委員

副委員長にお選びいただきました小陳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も数年前に子ども・子育て会議の委員を務めておりました。その時に感じたことの1つとして、子どもに関わる様々な方々が子どもに対して議論できるというのがそういった会議体の強みかなとおもっています。

私自身の場合で言えば塾に来てくれている子どもたちのこと、そして受験のことは人よりは詳しいという自信がありますけれども、例えば子どもの学校での暮らしのことですとか、ご家庭での子育てについては自分の経験以上にはよくわからないと言ったところが正直なところですよ。

ですので、子ども条例委員会を始めて、これから新しくいろいろ施策を始めて行こうという手探りの状況の中で、子どもに関して様々な形で関わっている方が一堂に会して、その現場の経験や現場で培った知見をそれぞれに混ぜ合わせ合いながら、子どもたちがより暮らしやすい日野を作って行こうと言ったところで、様々な学ばせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

では以降着座で進めさせていただければと思います。

ではここで本委員会の公開について確認させていただきます。日野市子ども条例委員会規則第9条により、委員会及び委員会資料については原則公開となります。また議事録についても後日委員の皆様にご確認いただいたうえで、日野市ホームページ上での公開となりますことを予めご了承ください。

なお、議事録作成のため議事を録音させていただくこともご了承ください。録音については、AI議事録システムとボイスレコーダ1台を使用いたします。こちらAI議事録を有効に活用するために、使用時の注意事項を説明させていただきます。複数の方が同時に発言すると音声認識の精度が低くなりますので、発言する際には手を挙げていただいてお1人ずつ発言をお願いいたします。マイクを複数本使いますので、マイクの電源は発言する際にオンにさせていただいて、終わったらオフにしてください。また発言する際は、お名前等を名乗っていただきまして、発言の最後には以上ですとお話いただければありがたいところです。そして普段よりゆっくりお話いただければと思います。以上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の委員会なのですが傍聴の希望がございます。許可についてはこの後委員長から委員の皆様にお諮りいただければと思います。

それでは「次第5 諮問文書の受け渡し」に移ります。

市長代理より、当委員会に対し諮問をさせていただきます。

波戸副市長、田中委員長、前にお進みいただくようお願いいたします。

副市長

それでは諮問文をお渡しいたします。

日野市子ども条例第 21 条の規定に基づき、以下の通り諮問します。

1. 諮問をお願いする事項、「日野市子ども条例の周知啓発について」、「子どもの権利侵害に対する相談・救済制度について」、2. 諮問理由、市では令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「新ひのっ子すくすくプラン、第 2 期日野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その基本理念、「子どもが育ち子どもと育つ寄り添う地域、あふれる笑顔、1 人 1 人が輝くたくましいひのっ子育ち」の下、子どもの健やかに育つことのできる環境づくりに取り組んでまいりました。その間令和 4 年 6 月には「こども基本法」が制定され、令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が設置、そして令和 5 年 12 月には「こども大綱」が策定されるなど、子どもに関わる政策を取り巻く環境は大きく変わってきております。

市でも現在「こども基本法」に基づき、子どもに関する計画を一体化した「仮称日野市こども計画」の策定を進めておりますが、「こども基本法」や「こども大綱」にもある通り、子どもを権利の主体として認識し、その権利を尊重・保障することで、子どもの最善の利益を図ることが求められます。3. 答申の時期、令和 8 年 3 月末日、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは副市長・委員長、席の方にお戻りください。

それでは以降の委員会の進行については、田中委員長にお願いいたします。

委員長

本日の出席人数について、事務局より過半数の出席があるとの報告がありました。

よって、日野市子ども条例委員会規則第 2 条第 5 項の成立要件を満たしていますことをご報告いたします。

また傍聴の希望があるということです。委員会は公開となっていますので傍聴を許可したいと思いますがよろしいでしょうか。

では傍聴を許可しますので、傍聴希望者の方に入室いただいでください。

(傍聴者入室)

委員長

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

なお委員会を進めるにあたり、できるだけ多くの皆様にご発言をいただきたいと思っておりますので、それぞれのお立場からの視点だけにとらわれることなく、一市民としてのご発言でも結構ですので、活発にご意見交換をお願いいたします。

私も委員会の進行を行う委員長であります。委員の人数も少ないため、一委員として発言させていただきます。その際は、各委員の皆様や事務局で進行のフォローをお願いいたします。

また事務局からも委員会の公開について説明がありましたが、この委員会は原則公開となっており、傍聴もできますし、議事録も公開されます。そうしたことを踏まえ、委員の皆様には、それぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようにご協力をお願いいたします。

ではまず、本日の配布資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

それではお配りした配布資料について説明させていただきます。

事前配布資料として、資料 1、日野市子ども条例委員会委員名簿、資料 2、日野市子ども条例委員会の役割、資料 3、日野市子ども条例について、をお配りさせていただいております。ただし資料 1 については誤りがございましたので、本日差し替えをさせていただいております。誠に申し訳ございませんが、事前にお配りしたものは委員会終了後に机上に残して下さるよう、お願い申し上げます。お手数をおかけして大変申し訳ございません。

それでは本日の配布資料は封筒に入れておりますので、お出しいただくようお願いいたします。

では上から順に説明させていただきます。1 枚目が市長からの諮問文書の写し、その次が本日の次第となります。続いて資料 1 の差し替え、日野市子ども条例委員会委員名簿、そして資料 4、日野市子ども条例推進事業について、また委員会の資料ではございませんが、子どもなんでも相談のチラシとみらいくのリーフレットを配らせていただいております。

本日の資料に不足がありましたらこの場でお申し出ください。また、本日日野市子ども条例ポケット版をお持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出ください。

それでは資料の確認は以上になります。

委員長

それでは次第 6、委員会の役割について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、日野市子ども条例のポケット版もしくは資料 3 の 2 ページ目以降、日野市子ども条例の部分をご覧ください。こちら、本委員会は日野市子ども条例第 20 条の規定に基づき設置されているものです。条例では、日野市子ども条例の目的を推進するために委員会が設置されると規定しておりまして、条例では子どもの生きる権利、育つ権利、守

り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が1人1人の子どもの権利を尊重し保障・擁護することで、子どもの幸福の実現を目指し子どもが健全に育つことができる環境を作ることが目的となっております。本委員会の職務については、次の第21条に規定がありまして、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況について検証を行い市長に提言するとなっております。また市長から諮問を受けて検証を行うことも同時に定められております。本委員会の検証に当たっては、いろいろな視点から子どもの権利が保障・擁護されているかについて検証することから、公募市民5名を含む10名の委員で構成をしているところです。今回については市長から諮問がございましたので、その内容について検証を行っていくことになります。

それでは資料2、子ども条例委員会の役割をご覧ください。こちら、令和6年度・令和7年度については、今回市長からの諮問事項であります日野市子ども条例の周知・啓発、子どもの権利侵害に対する相談・救済体制の2点について検証を行っていきます。こちら、子どもの権利を保障・擁護するためには、まずは子ども本人や周りの大人たちが子どもの権利について知らなければならないということと、日野市子ども条例第16条に定められている相談・救済体制の現状を検証することが子どもの権利の保障・擁護のためのベースになると考えられるためです。令和8年度以降については、日野市子ども条例の第18条(5)に規定された条例の推進計画の検証を行っていくとしております。こちらの推進計画については今年度策定を予定しております、「日野市こども計画」に包含される形になります。

資料2の裏面をご覧ください。こちら、「日野市こども計画」の体系図案となります。本委員会での検証事項は、体系図の最後、ラストを飾るような形になっております。ただし、「日野市こども計画」は子ども施策全体を横断する計画となりますので、本委員会では体系図上の方にあります様々な子ども政策に関する検証を妨げるものではありませんし、各委員会の検証審議事項の内容を今後共有していくことにより、各会議体が有機的に関わっていくような形で進めていきたいと考えております。

いろいろ説明させていただきましたが、あまり難しく考えることがないように、委員の皆様には、まずは当事者の視点に立っていただいて現状を検証していただく、そしてそれが本委員会での最重要事項となりますので、子どもの権利の視点に立った話し合いが行われるようお願い申し上げます。委員会の役割に関する説明は以上です。

委員長

ありがとうございました。

ここまででご意見・ご質問があればお願いいたします。どうでしょうか。

今説明がありました資料2の裏などを見ながら、子ども条例委員会の役割、あるいは体系図の説明がありましたけれども、これらを今後この委員会が担っていきますが、何かそ

れについて質問等ありましたらお願いいたします。

委員

こちらの「日野市こども計画」体系図の子ども条例委員会、一番下のところの右の方にいきまして、方針に紐づけされる施策の一例で2つ、オンラインプラットフォームの活用ってというのは、子どもがオンラインで相談をするっていう想定なのかと思うのですが、中々ちょっと、例えば子どもが深刻な虐待があるとか、親の携帯使ってそういうのはできないのではないとか、子ども用のタブレットがあるから学校でやるとかかもしれませんが、学校の方も一人ひとり自由にそれをさせているのかどうかっていうことと、後「ひのミラ」っていう、なんかたぶん日野の未来の何かの施策なのでしょうけど、これ内容どんなことを取り組まれているのかを質問させていただきます。

事務局

では今いただいた質問内容について説明させていただければと思います。

こちらまだ右側は厳密に言うと案なのでこれから検討していくところではあるのですが、最初の「オンラインプラットフォームの活用」についてはこちらの施策の中では「子ども」の他に「若者」の部分も入れている点もありまして、小さなお子様もそうなのですが、中高生であったり、20代・30代の若者というような少し広い視点で施策の位置づけの案として入れさせていただいております。

今委員からいただいた意見のとおり、特に小さい子が使えるかどうかっていうようなところがありますので、その点については様々なチャンネルの1つとして考えていければいいのではないかなという風に思っております。今いただいた意見なども今後計画を作る中で取り入れさせていただければと思います。

後もう1点、「ひのミラ」についてですが、こちらは子ども部の事業ではないのですが、日野台高校の生徒を主に高校生がSDGsに定められた目標を高校生視点で考える「ひのミラ」という取り組みをしております、高校生が自分たちで考えて実践するものです。そのような取り組みは、若者の成長と自立への支援というところに関わってくると考えられるため、施策の一例として入れさせていただいております。以上です。

委員

資料2の裏面、「日野市こども計画」の体系図に関しまして質問をいたします。「子ども・子育て支援会議」と「子ども条例委員会」の役割の分け方で、「子ども条例委員会」は4-2「子どもの権利の保障・擁護」を担当するということになっています。

4-1の「困難を有する子どもとその家族の継続した支援」は「子ども・子育て支援会議」が担当となっておりますけれども、「子どもの権利の保障・擁護」というのは「困難を有する子ども・若者とその家庭への継続した支援」と関わってくるところも多分にあるので

はないかと。

現にこの子ども条例委員会の役割にも令和6年度・7年度の諮問事項として「子どもの権利侵害に対する相談救済体制」っていうものが含まれています。なので、この4-1と2を子ども・子育て支援会議と子ども条例委員会で分けているっていうのは事務局としてこういった意図や解釈があるのかということをお伺いしたいです。

事務局

今いただいた意見の視点というのはまさにその通りで、今回体系図上としてはこういった形で分けさせていただいておるのですけれども、今「子どもの権利」っていうことになると、虐待であったり、不登校、引きこもり、貧困、ヤングケアラーの辺りなんかっていうのは当然密接に関わってくるものと思っております。

あくまでも便宜上というか、「子ども条例委員会」と「子ども・子育て支援会議」の役割を明確にするという視点で分けさせていただいておりますが、先ほどの説明にも少し入ってくるのですが、あくまでも他の施策について議論してはいけませんよということではないので、表現の仕方は考えまして、特に4もそうですし、もしかしたら3以前の施策なんかも「子ども条例委員会」で議論の中に出てくると思います。

事務局としては積極的に明確な線引きをしたいという訳ではないのですが、支援会議との関係性の中で、もし今後「日野市こども計画」の体系図から分けるとしたらこういう風に分けるというぐらいに捉えていただいて、先ほどより説明した通り、子どもの権利の視点から積極的にご意見いただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

委員長

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。

次第7、報告事項、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは報告事項について、1と2をまとめて説明させていただければと思います。

まずは「報告事項1 日野市子ども条例について」を説明させていただきます。

「日野市子ども条例」は、ちょうど今から16年前、本日7月1日に施行されております。「日野市子ども条例」では、子どもの権利を守り、その人格個性を尊重し、保障・擁護することで、子どもの幸福の実現、健全な成長のための環境づくりを目指すことを基本理念としております。

また昨年度に施行された「こども基本法」では子どもは自立した個人として意見表明、自己選択、自己決定、自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体である、その権利を保障することで子どもにとって最善の利益を図ることを社会で後押しすることが基

本方針となっております。これは、「日野市子ども条例」と趣旨を同じくしているものと考えております。

次に、「日野市子ども条例」の特徴について説明させていただきます。資料の 3、真ん中より下のところをお願いします。

こちら、「日野市子ども条例」の特徴として条例を制定した際に挙げられたものを明記している形になります、ちょっと読ませていただきます。①前文に子どもの意見を盛り込んでいる、②子どもも市民であるとの認識を明確にした、③子どもと大人を明確に表現し区別した、④子どもにも発達状況に応じて社会のルールを守ると言った一定の責務があることを表現した、⑤子どもの権利を生きる権利・育つ権利・守り守られる権利・参加する権利の 4 つの区分に分けてわかりやすくした、⑥行政用語は可能な限り使わないように努めた、中学生でもわかる表現という風に言われております。⑦学識経験者や専門家の参画のないまま、市民と市職員が普段着で話し合い市民生活により身近な手作りの条例となった、⑧平成 14 年度（2002 年度）から 3 年間の長期に渡り子ども会議 13 回・大人会議 108 回と十分な話し合いによって条例案を作成した、と条例制定時に特徴として説明されております。

条例の特徴の方を説明させていただきましたが、「日野市子ども条例」は条例の制定に携わった多くの人の思いが込められた条例ということができると思います。

こういった当時作られた趣旨等を踏まえて、この委員会の方も同じような基本理念、考え方で進められればいいなという風に思っています。報告事項 1 については以上になります。

それでは引き続き、「報告事項 2 日野市子ども条例推進事業について」を説明いたします。こちら本日お配りした資料 4 の方をご覧ください。

市が行っている子ども条例推進事業についての説明となります。1 ページ目めくっていただいて説明を進めさせていただきます。

日野市では全ての中学 1 年生にポケット版の日野市子ども条例を配っております。ポケット版については皆様にお配りしたものよりより小さいサイズ、生徒手帳と同じぐらいのサイズという風になっております。

それ以外にも各種展示を市内の様々なところで行っております。先ほど委員長からも少し話あったのですが、こちら「みらいく」の 1 階でも、現在もそうなのですが、オープンの際に子ども条例の展示を行いました。今後いろいろなところで周知できればと考えております。皆様、見かけることがあればお声がけいただければと思います。

また、本日 7 月 1 日が日野市子ども条例の日となります。パネル展示をしたりしているほか、こちら先ほど副市長等からお話あったのですが、先日の 6 月 29 日に今年度新たにスタートした日野市子どもオンブズパーソン制度のオンブズパーソンである弁護士鳥生先生に講師をお願いして講演会を開催いたしました。

テーマは「子どもの声を聴く」でした。こちらは一昨日開催されたのですが、50 名以

上の市民の方が来庁されまして、その他市職員の方も多数聴講されまして、盛況のうちに講演会を無事に終了することができました。まだアンケートは集計途中なのですが、頂いたアンケートを一部抜粋させていただくと、講師の先生が実際に体験した北欧でのエピソード等を交えてお話しさせていただいてとてもわかりやすかったというようなアンケートの回答をいただいたり、まずは子どもの権利を考える上では大人にも同じように人権権利があって、そういったところを守っていくところであったり、子どもと伴走していくというようなところが重要だな、というようなところを感想としていただいております。

こちらは今後まとめさせていただいて、何かしらの形で皆様に提示できればなという風に思っております。

それでは、少しページを進んでいただいて、次なのですが、子どもの権利の1つでもある「参加する権利」にも関わってきますが、子ども・若者が意見表明をする機会の確保として未来のまちづくりをテーマに子ども・若者によるワークショップの実施を予定しております。

こちら第1回は8月25日に開催予定で、現在「広報ひの」7月号で参加者の募集をしております。原則先着順という形で今受付をしていますが、もし皆様の周りでご興味のある方等いらっしゃいましたらお声がけしていただければと思います。過去にワークショップに参加した若者に話を聞いてみると、親や先生から声を掛けられて参加するように進められて参加しました、というような理由が多いというような回答をいただいておりますので、可能な範囲でお声がけ等ご協力いただければと思います。

資料の最後になるのですが、今後の予定について掲載させていただいております。

「日野市子ども条例」の周知啓発の取り組みとして、リーフレットとアニメーション動画の製作というのを計画しております。今回ポケット版の子ども条例等を皆様にもお配りさせていただいているところではあるのですが、条例という形で見てしまうと文字が並んでいて、特に小さいお子様なんかは読んでいると退屈に感じてしまうというようなところもあります。

リーフレットについてはイラストを多用したり、動画の方については今の子どもたちにとってなじみの深い「動画」で子どもの権利について学べるようなものを作って行ければなという風に考えております。

今後、動画の製作等を進めて、市の公式YouTubeチャンネル等にアップすることで多くの人の目に触れてもらえるようなものにしたり、動画の中で子どもオンブズパーソンであったり子どもなんでも相談等の相談救済機関についてもお伝えできればなという風に思っております。長々と説明してしまいましたが、事務局からの説明は以上になります。

委員長

ありがとうございました。

ただ今の報告事項1・2についてご意見・ご質問があればお願いいたします。

委員

子どもに対しての子ども条例の周知についてのワークショップを開催する予定ということですが、大人に対しての予定はありますか。

事務局

報告事項で説明させていただいたワークショップについては、大きな視点では当然子どもの権利についての周知という部分もあるのですが、特に子どもの権利の中の1つである参加する権利の子ども・若者の意見表明の機会ということで、未来のまちづくりをテーマとしたワークショップとなります。現状、大人向けのワークショップの計画はないのですが、この委員会であつたり市で施策を考えていく中で、周知啓発の手段の1つとして「ワークショップ」は有効性があると判断できるようであれば、大人向けワークショップを実施する可能性もあると思います。現在のところ、ワークショップを実施する予定はありません。

委員

ありがとうございます。

土曜日の鳥生先生のお話を聞いて、やっぱり大人の側がまず知った方がいいっていうのをすごく私も思いましたので、ぜひそういう施策なりワークショップなり、何かわからないですけども、していただけたらなと思います。以上です。

委員長

他どうでしょうか。

委員

市が行っている条例推進事業の中で、日野市子ども条例のポケット版の配布と書かれているのですが、3ページ以降のこちら会場になっている「みらいく」内覧会の展示の様子などもあります。ここまで大きなものでなくても児童館・学童クラブはポスター等常設展示を行っておりと書いてありますが、子ども部と部署が違うというところ、難しいところもあるかなとは思いますが、学校での展示ですとか学校の中で子どもの権利についての意識の向上を図るような、何かそのような政策プランみたいなのはございますか。以上です。

委員長

今学校ということで、実際今日校長先生が委員としていらっしゃっているので、小学校

とか中学校で子ども条例の権利についてのお話というのはどのような形でやっているのか聞かせていただけたらと思います。

委員

今お話があったように展示等は可能なのかなと思います。スペースを設けて張り出すっていうのは可能なのかなと思います。

後は子ども条例の周知みたいな部分については、正直配布とかで終わってしまっている現状があります。

ですので、先ほど話ありましたけど、まず大人の方がまずその条例について知ることが1つ大事だと思いますし、後はここに「動画」と「リーフレット」っていうのもあるのですが、ただこちらを流しておしまいではやっぱりそれは周知にはならないかなと思うので、一工夫必要なのかなという風に思います。

例えばですけども、出前授業みたいなものであるとか、後は1つ学校というのは全てスケジュールが決まってしまっている部分があって、本当にもう年間スケジュールがきっちり入ってしまっているんで、そこに入り込むってなかなか難しいのですけれども。

ただ単純に配ったり広げたりっていうだけじゃなくて、中に入り込むっていう部分はやはり検討のしようがあるのではないかなという風には聞いていて思いました。以上です。

委員

この内容では小学生にはやはりちょっと難しいなと読んでいて思っていました。

6年生がようやく公民の形で政治の勉強であったり憲法の勉強であったりっていうことをやり始めている所なので、1年生・2年生には難しい内容であるので、これをいただいてもなかなか周知徹底していくのは、現段階では難しいかなとは思っています。

先ほどありましたこちらに書いてあるような「みらいく」の掲示であるような展示物を学校に掲示するっていうのは不可能ではもちろんないと思いますし、それをやっぱりみて子どもたちが自分たちに権利があるのだとかこういうことで守られているのだっていうことは伝わっていくのではないかなという風に思います。

方法としては今やっぱりいい考えは中々出て来ないですが、段階を追っていったって考えていくことが大切なのではないかなという風に思いました。以上です。

委員長

どうでしょうか。

委員

先生方どうもありがとうございました。なかなか子ども部のお話と教育の場との橋渡

しじゃないですけども、そういったことが難しいのかな、っていう風に感じています。

今日は不登校の方の親御さんもいらっしゃいますけれど、学校に通っている子どもからしてみますと、児童館や学童に通っている子どもは児童館や学童クラブに毎日行きますが、小学校・中学校というのは毎日行くところなので、子どもの中に権利を浸透させるために学校における周知の工夫への協力というのが本当に不可欠なんじゃないかなという風に思っております。

今先生方のお話を伺ってしまして少し希望があるのかなっていうことは感じさせて頂きました。どうもありがとうございました。以上です。

委員長

他にどうでしょうか。

委員

子ども条例の制定の段階では子ども会議、おそらくお子さん交えての会議が13回行われたようですが、今回の周知啓発等に関してお子さんの意見を聞くような機会のご予定はございますか。

事務局

今質問いただきました、子どもの意見を聞くという点です。今回委員会を新たに設置してまだちょっと手探りの部分がありますので、細かい予定等は決まっておりません。今いただいた質問もそうなのですが、ここで国の方で制定した「こども基本法」であったり「日野市子ども条例」の中でも子どもは権利の主体であるというところは重要な要素として入っておりますので、今後議論していく中で、子どもにも意見聞いた方がいいのではないかっていうような部分が出てきたら、子どもにも意見聞くっていうような動きにはなっていくと考えております。

現時点でまだいつどこへいくということではないのですが、ご意見をいただいて進めていければと考えております。

委員

ありがとうございます。

子どもの参加する権利、意見表明する権利、これをぜひ委員会の中でも実現できたらなと思います。以上です。

委員

今の委員のご意見のところにも繋がるところでございます。今事務局のご回答で子どもからの意見を聴くというのをこれから検討の余地は十分にあるというような方向でお

話をいただきました。

ただ子どもの参加の権利というのは子どもに関係をする全ての事柄についてあるわけでありまして、場合によってはやるというものではなくて、これはぜひやるという、必ずやるというぐらいのものとして考えていただいた方がよいのではないかなという風に思いました。

「日野市子ども条例」が平成 20 年にできて、その時の市民の方々が議論を交わされて工夫をされてできたとても大切な条例だと思います。

一方で、「日野市子ども条例」だけではなくて、「こども基本法」ができ、「こども大綱」ができという今の状況に照らし合わせたときに、少しやはりその当時の子どもが保護される、守られるべき存在という意識がちょっと強い条例のように拝見いたしました。

それから子どもにいろいろな義務・責任があるのだ、責任を果たさない限りは権利がないという風に誤って伝わってしまう危険性もあるように思います。

子どもは権利の主体であって何かを果たさなければその権利はもらえないというわけではございません。その部分の誤解が生じないように、子ども条例の啓発あるいは運用にあたっては、子どもの権利条約をはじめとする他の法律や条約の趣旨も考え、合わせて解釈してきちっとした理解が進むように工夫していかななくてはならないなという風に思います。

後もう 1 点だけ、啓発の関係でもぜひ子ども参加をしていただければなという風に思っております。国立市の子どもオンブズマンをしており、子どもオンブズマンの紹介動画を子どもにつくってもらおうというようなこともしておりまして、あるいはこれはオンブズマンの活動ではないのですが各中学校でスクールバディといういじめ防止の取り組みがあるのですが、そこで子どもたちがいじめ防止のためにどうすれば良いかというのをそれぞれの学校で考えて、中には動画を作って生徒さんに周知啓発をするというのを中学生自身がやっているということで、とても素晴らしい出来上がりでした。ご承知おきの通り子どもたちはすごくそういう技術にも長けていますので、ぜひともそういう子どもたち自身の持っている力もお借りしながら一緒に作っていくという感覚でやっていただくといいかなと思いました。すみません、長くなりました。以上です。

事務局

意見ありがとうございます。

先日も子どもにインタビューをしたのですが、子ども条例というテーマを出しても意見はなく、子どもにはなかなかとっつきづらい部分があったと思うので、それは時間をかけたり、説明の仕方を工夫して子どもの意見をもらう、意見を聴けるような状況を今後つくっていく必要があるのかなと思いますし、動画制作等含め、今後子どもの意見を聴くことについて考えたいと思います。

事務局

私の方からもいくつか補足をさせていただければと思います。

子育て課は児童館を所管しておりまして、市内に10館児童館がございます。児童館各館においては、今1階で展示をしているような子どもにもわかってもらいたい、また子どもにもわかるような工夫をしたような展示を常設でしております。

また各児童館は子どもの声を聴くということの専門家でもありますので、その点については日ごろの運営でも気を配っているところです。

中には子ども条例だけではなくて、先生からお話ありましたけれども、子どもの権利条約って知っている？みたいな形の特集展示を組んだり、子どもたちにそれについてのコメントを随時もらうような取り組みなどもしております。

子どもの声を聴くことは自治体にとっての責務でございます。このあたりについても自治体はまだ不慣れなところがございますが、児童館につきましてはある意味そういったこれまでの取り組みにおいてノウハウを持っていたり、それから子どもたちが集う場でもあるということで、児童館の職員ともよく話しているのですけれども、子どもの声を聴くというような窓口として、それもこれから頑張っていこうねという話をしているところです。

また併せて児童館だけではなくて学校にも協力をいただきながら、市内すべての子どもたちに自分には権利があるのだということが理解していただけるように取り組んでいます。

子ども条例そのものについてもご意見いただいたところであります。作った時代のこともあり義務と責任論的な面があるのではないかと、そういったお声もこの間頂戴することもございました。

そういった面におきまして、この子ども条例委員会が正に「日野市子ども条例」がどうあるべきか、ということについての検証をしていただく場にもなると考えております。

1度作ったものは変えてはいけないということではなかろうかと思います。条例がまさに今の時代に合っていない、今の子どもたちに合っていないのであれば、どう変えていくか子どもたちの声を聴いて変えていくこともあると思っておりますので、今日は1回目ということではございますが、今後とも意見をいただければと思います。以上です。

委員長

他どうでしょうか。

委員

市が行っている推進事業として、中学1年生にポケット版を配布というかたちで、私これ子どものやつなのですけどもらってきました。

生徒手帳と一緒に入る形で配られます。たまたま私の子どもたちが通っていた中学校

には生徒手帳がありましたので、生徒手帳と証書を挟んで、雨に濡れながらっていうところもあったのですが、中学校の規則、学校の決まりと同時に、この子ども条例ポケット版もぱらぱらとめくって目にすることがあるってことは子ども自身から聞きました。なので、啓発に関してはこういうものが中学生に関してはあってもいいのかなというのと思いました。

ただ一点、おそらく子どもたちにとって生徒手帳を開く時、子ども条例を開く時っていうのはおそらく自分自身が困った時、どうしたらいいのか迷った時、悩んだ時だと思います。

具体的な話になりますが、今日履いていく靴下は、自分は黒い靴下を履いていきたい、ただ右側は白い靴下をはいていきたい、それができるのかどうなのかっていうところを自分が思った時にたぶん生徒手帳の学校の決まりっていうところを開くと思うのですね。右が黒、左は白っていうのはきかたをしていいのかどうなのかみたいなことはきっと書いてないと思うのですね。履いて行ってそれがどうなるのかっていうのは自分で実行してみないといけない、そういうどうすればいいのかっていうことにもおそらく開くものだと思うのですね。

子ども条例に関してもおそらく自分の権利が侵害された時、ちょっとお友達とトラブルがあった時、自分自身が心の迷いが出た時っていう時に、先生に相談するのか、それとも学校から配られるなんでも相談っていうところに相談するのか、東京都とか法務省が配っているような人権擁護のリーフレットなのか、いろいろな選択肢が学校の先生方から提示はされると思うのですが、子どもたちのためには、本当はそれらが1個にまとまっていると良いのではないのかなという風に思いました。

例えば、お腹が空いた時にここに行けば子ども食堂があるよとか、市内の児童館ではなんでも相談にのっているよとか、子どもの相談先っていうところを載せてもいいのかなっていう風に思いました。そうするともっと活用されていくのじゃないかなと思います、このポケット版については。

あと生徒手帳がない中学校もあると思うのですけれども、それはこれだけ配布されているっていうことになっているのでしょうか。これが質問でした。以上です。

事務局

質問の回答ですけれども、すみません、中学校の方でどのように配布されているのか全部はわかりきってはいないのですが、1年生には漏れなく配布しているという風に聞いていますので、生徒手帳の有無に限らず配布はされているという理解でおります。

また子どもの相談先ですとか居場所とかを一緒に紹介できたらいいのではないかなという話がありました。

広報の方の話なのですけれども、日野市では昨年度「子どもの居場所マップ」、子どもの貧困の関係からですが、貧困というのを前面に出さないような形で子どもにとっての

居場所かつ相談できるところの一覧表みたいなものを作成しました。

その中に二次元コードを貼ってみるっていうことで、逆の方からもアプローチをさせていただいております。まだ知られていない事項ですので周知が必要なのかなと思います。以上です。

委員長

他にございますか。

私からも、先ほど委員がおっしゃった子ども会議、ぜひ最初からやるという前提で進めた方がいいと思っているのですが、それはもうだいぶ前に日野市は先駆けて子ども会議やっているわけですから、それは仕組みを変えてということもあるでしょうけども、やれるしやっていくべきかな、とは思っています。

今話題になっていた小学校や中学校でのそういった啓発等、これも子ども・子育て支援会議でも話題になっていたことで、以前そこに出られていた校長先生も今もおっしゃっていたように、授業となるとカリキュラムが決まっているので、出前授業のような形ができたらなって言っていたのを思い出しました。

これからこの後の次第 8 のところにいきますけれども、このいわゆる「周知啓発」ということがこの条例委員会の中で検討していくこともあるでしょうけど、「周知啓発」にすごいエネルギーをつぎ込んで、具体的に様々なことを考えていかなきゃいけないかなと、それがこの委員会の意味なのかなとも。

これは個人的見解ですが、ここで具体化したもの、居場所マップもありますけれども、どうやって子どもたちに伝えていくか、待っているだけではなくてこちらから、ただ大人の方からばかりではなくて子どもたちが自主的に取り組めるような、そういう仕組みとか仕掛けとか、そういうものも作っていけたらなと思っております。すみません。

他にございますか。

ないようであれば、続いて「次第の 8 検証事項」になります。

市長からの諮問事項は、日野市子ども条例の周知啓発についてと、子どもの権利侵害に対する相談・救済体制についての 2 つです。

相談及び救済体制については、相談者を子どもだけに限定しておりませんが、子どもなんでも相談が 5 月 27 日より開始され、救済機能として子どもオンブズパーソン制度も同日に始まったところなので、ある程度実績が積み重なったところで本格的に検証していくものとし、まず今年度は周知啓発について検証していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは日野市子ども条例の周知啓発についてご意見があればお願いしたいと思います。

今まきに出てきたところでもあるのですが、今までの話を聞きながら、頭に浮かんだことがもしあればそれをお聞きして、この委員会での議論は深まっていくと思うの

ですけども、何かございますか。日野市子ども条例の周知啓発について、お願いいたします。

委員

ちょっとした思ったことなのですけども、子ども条例の周知についてはこれだけで周知させようとするをやっぱり難しいというか、人の関心もあんまりない、人権って言われるとちょっと難しいし、大人でも何それっていうことになっちゃうと思うので、ちょっとあまり具体的にどうしたらいいっていうのではないのですけれども、子ども条例プラス周知したいのだけど、を何かくっつけて、例えば子ども食堂にくっつけて条例を教えようみたいな、教えるというか知ってもらおうみたいなのか、なんかイベントに絡めてみたいな、楽しいのと難しいのみたいな。飴と鞭じゃないですけどなんかそういう感じで周知啓発していくといいかなとちょっとだけ思いました。以上です。

委員長

他にございますか。

委員

まず質問なのですけども、今まで子ども条例について先ほどこの資料 4 でご説明くださったいろいろな配布であったりパネル展示というものをご紹介いただいていますけれども、例えば市民向けの講演会であったりとか子ども向けの啓発事業だったりとか、そういったものは行われていないのでしょうかというのが 1 点、もう 1 つはこれからの運用にはなるかと思うのですが、子どもオンブズパーソンはそういう子ども条例の周知啓発の役割を担っているという建付けになっておりますでしょうか。2 点質問させていただきます。

事務局

1 点目については先ほど事業で説明したとおり先日講演会を実施した報告させていただいたのですが、それ以前にも条例の制定 10 周年の記念事業として講演会を実施したり、過去にさかのぼると制定後 1 年目に同じように講演会を実施したりというようなところで、定期的に講演会という形での周知啓発等の事業を行っております。今後はそういった事業の充実を図っていければいいと考えております。以上です。

事務局

子どもオンブズパーソンが条例の啓発について役割を担っているかどうかとの質問ですが、日野市子どもオンブズパーソン条例の第 7 条には子どもオンブズパーソンの職務が規定されていまして、その中には子どもの権利を尊重し保障擁護することについての理解を広めていくこと、それがオンブズパーソンの職務として規定されておりますので、

条例を含めて子どもの権利についての理解を広めていくこともその役割を担っていくということと考えております。以上です。

委員

ありがとうございます。

子どもの権利の啓発、条例を含めての権利の啓発という意味でいいますと、やっぱり大きい講演会もありますけれども日頃の中でも例えば市民向けの小さな勉強会にでも講師として行けるとか、あるいは授業として公立の小中学校さん、あるいは私学にもお伺いできるだとか、そういう方、そしてそれはオンブズパーソンができているのであればやはりオンブズパーソンがやはり適任かと思うのですが、そういう方にお話いただくというのも大変大事かと思っています。

どうしてもパネル展示は関心がある方しか見ないということと、文字で見るのはなかなか難しいものがあるということもあります。動画などもありますけれどもやはり対話をするような形で理解が深められる機会というのもぜひと思いました。以上です。

委員長

他にどうでしょうか。

委員

意見です。娘が小学生で日野社協の方が行っている「幸せプロジェクト」という、1年かけて幸せとは何だろうというワークショップというか、総合の授業ですかね、市内の複数の小学校回っているものですが、すごい娘は影響を受けて、いろんなゲストスピーカーの方を招かれて盲目の方であるとかそういった方がどういう風に幸せを感じるか、後八王子東特別支援学校にみんなで、っていう体験の中で幸せの多様な形っていうのを体験してくるっていう取り組みを社協がやられていて、そういうような取り組みの中でやっぱり体験の中で心から気づきというか幸せっていうことに対して向き合った1年だったと思うので、そういった社協の事業として「幸せプロジェクト」になったのか存じ上げないですけど大変良かったと思うので、そういうような形で子どもの権利条例、子ども権利っていうものについて紐づいた何かっていうような何かそういう取り組みがあると良いのかなと感じました。以上です。

委員

ただいま委員からお話いただきました「幸せの授業」なのですが、障害福祉課から委託を受けて日野市内で実施しております「ハートフルプロジェクト」というものの一環となります。

今日野市内でいくつかパートナー校ということで実施にご協力いただいている小中学

校さんに手を挙げていただいて、もともと従来から福祉体験講座という形で福祉の理解を広める講座を行っているのですが、それをさらに応用的により子どもたちや先生が学んでみたいことを聞き取りながら、その学校に合わせたプログラムを実施するという形で展開しております。

先ほど出張講座などあったらというご提案がございましたが、そのような形で、学校さんで授業をさせていただくっていうのもありかなと私も思いました。以上です。

委員長

ありがとうございました。

他どうでしょうか。

委員

周知と啓発についてプランというよりは少し問題と言いますか、難しい部分かなというところを皆さんに共有させていただきたいと思います。

まず先ほどの私の質問の中の今行っている啓発事業の中で、学校で行われていますかっていうお話をさせていただきましたけれども、まず「教育部」と「子ども部」と分かれているところではありますけれども、どうしてもその過程を「子ども部」の方でこのような動きをしているところが「教育部」の方に伝わっているのか、共有しているのかっていうところが今まで私がいろいろなお話を聞いている中で、少し問題というよりは、そこに壁があるのかなという風に思っています。

子どもたちにとっては、やはり学校でこういったことを日常的に体感できるような形を作っていただくことがやはり一番簡単、簡単にというか学校の中でそのようなことが学べたり感じられたりするということがとても有効なのではないかなという風に思っています。

親というか大人側の周知ももちろん大切だとは思いますが、子どもを通して親に周知してあげるっていうこともあります。子どもが学校でこういうことあったよ、こういう勉強したよ、子どもの条例ってあるのだよっていうことを親に話すことで親も、あ、そういうものがあるのだっていうような気づきになったりするかなっていうふうにも思っているので、ぜひ「子ども部」から「学校」というところに落とし込んでいくことができればすごくいいなという風に思っています。

ただ私は昨年から、今年度もそうですけれども PTA 協議会の方で自分の子どもの小学校から議事として参加させていただいているのですが、先生方も働き方改革というものが今とても取りざたされていて、教員が行うべき仕事なのかどうかっていうところを非常に吟味される時代になってきているところで、こういったことを先生方をお願いするのも中々心苦しいようなところもあるかとは思いますが、ですが、やはり子どもたち毎日通っている学校で子ども条例のことを知ることができれば本当にそれが素晴ら

しいことに繋がっていくのではないかなという風に思っています。

ただ後は学校に行っていない未就学児の子どもたちにはどのようにこういうものを周知していくのか、やはりそうなってくると保護者側、親の立場の人たちが知らなければ、また理解できていなければこの子ども条例が浸透していくところが難しいものなのかなと思います。

子どもも未就学児から小中学生、そして18歳のところまでっていう風になっておりますけれども、そこに至るまでの子どもの年齢の幅に応じた啓発事業というのも工夫が必要であると思いますし、後は保護者っていう立場だけではなくて、もう既に親として引退というかりタイアじゃないですが今はもう保護者ではないよという地域社会のおじいちゃんおばあちゃんとかにも知っていただくのはどういう方法があるのかなというのは今すごく考えていますけれども、本当にこの啓発っていうもの、幅が広がっていくように感じていますので、皆さんいろいろな意見を聞きながら自分でも考えて行きたいなという風に思っております。すみません、まとまりのない話で申し訳ありませんでした。以上です。

委員長

ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

委員

今おっしゃっていたとおり、子どもに関わる大人たちっていう所への子ども条例の深い理解っていうことですかね、大人だから読めばわかるでしょうっていうことではなく、深く理解してもらおうっていうところの啓発もすごく大事だろうなと思いました。

1つ思ったのは妊娠されたこれからお母さんになっていくよ、お母さんになられた方っていう方々に、ちょっとプレッシャーになるかもしれませんが、子ども条例っていうものを日野市としては子どもの権利を大事にしているのだよ、虐待しないでねっていうメッセージではなくて地域でいろんな子どものことを考えている人たちがたくさんいるから安心して子育てしてくださいねっていうようなメッセージにつながるような子ども条例の紹介の仕方っていうのができるかなと思いました。

これから子どもたちと関わっていく人、今子どもたちに関わっている大人たちっていうところにもすごく広く浸透できるような何か方法があればいいなっていう風には思います。以上です。

委員長

他どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

続いて「次第 9 その他」になりますが、何かございますか。

事務局

それでは事務局の方から少しご案内させていただければと思います。

次回の第2回の日程についてです。次回は10月を予定しております。尚校長会のある10月8日は候補日から外させていただいております。

資料の5をご覧ください。次回開催の候補日として、資料に記載の通りの日にちを挙げさせていただいております。場所はいずれもこちら「みらいく」3階の多目的室になります。

もしここで委員会の日程等を決定していただけるようであればご協議いただくようお願いいたします。

また10月だと学校で音楽鑑賞教室等イベントがあるかもしれないので、そういった点も含めてお願いします。

また資料の方には次々回の2月の予定についても入れさせております。2月は10月の時に決めていただくという形でも結構です。

また今予定を入れさせていただいているのですが会場の方を事前に多く抑えると他の団体の利用の影響も支障ありますので、委員会の開催時間帯、もし午前とか午後とか固定できるようであればその点もご協力いただければと思います。事務局からは以上です。

委員長

それでは事務局より説明のあった候補日についてなんですけども、資料5を見ながらもしご都合の悪い日があればご発言をお願いいたします。

また委員会開催時間帯については午前・午後どちらが良いかについてもご意見があれば発言をいただければと思います。

(日程調整を行ったが全委員が都合の良い日を決められず)

事務局

そうですね、そうしましたら委員長・副委員長の予定確認させていただいて、そのうえで皆様にご通知をお送りするような形にさせていただければと思います。

委員長

それではすみません、決まらなくて。

今事務局からあったようにこれから決めていくという形にさせていただきます。

以上を持ちまして本日の委員会を終了いたします。今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉 会)